

環境水の水質基準  
 生活環境の保全に関する環境基準  
 (2) 湖沼  
 ア

類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸 素要求量 (COD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるも	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるも	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN 100mL以	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2 mg/L 以上	—	第1の2の (2)により水 域類型ごと に指定する 水域
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれ と同程度の計 測結果の得ら れる方法	規格17に 定める方法	付表9に掲 げる方法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極 を用いる水 質自動監視 測定装置に よりこれと 同程度の計 測結果の得 られる方法	最確数によ る定量法	

イ

項目類型	利用目的の適 応性	基準値		該当水域
		全窒素	全燐	
I	自然環境保全 及びII以下の 欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005mg/ L以下	第1の2の (2)により 水域類型毎 に指定する 水域
II	水道1、2、 3級（特殊な ものを除 水産1種 水浴及びIII以 下の欄に掲げ るもの	0.2mg/L以下	0.01mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型毎 に指定する 水域
III	水道3級（特 殊なもの）及 びIV以下の欄 に掲げるもの	0.4mg/L以下	0.03mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型毎 に指定する 水域
IV	水産2種及びV の欄に掲げる もの	0.6mg/L以下	0.05mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型毎 に指定する 水域
V	水産3種  工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L 以下	0.1mg/L 以下	第1の2の (2)により 水域類型毎 に指定する 水域
測定方法		規格45.2、 45.3、45.4又 は45.6に定め る方法	規格46.3 に定める方 法	

## ウ

目類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
測定方法		規格53に定める方法	付表11に掲げる方法	付表12に掲げる方法	

出典：環境省(<http://www.env.go.jp/kijun/wt2-1-2.html>)